

(資料) 「地域権利憲章」理解のために

①なぜ「憲章」策定か

規約前文は「全国地域人権運動総連合は、日本社会における人権確立運動の積極的なたたかひの伝統を受け継いで、憲法を暮らしに生かし、地域社会と居住者の権利を擁護し創造する運動を展開する」とあります。

しかし、「地域社会と住民の権利を擁護し創造する運動」の中味が、短期の運動方針であっては羅針盤たり得ません。そこで地域社会の住民と連帯して取り組む「地域人権」という旗印を根本的な原則に関するきまりである「憲章」形態で整理し、規約前文に掲げてある内容を長期的展望をもって実践するために策定するものです。

また地域社会の問題は、特定の個人・団体が単独で解決しうるものもありますが、住環境の改善や福祉制度の充実運動に見られるように圧倒的には個人・団体がネットワークを構築し、地域住民運動として創造的に解決しなければならないものばかりです。

ネットワーク型の組織の地歩を確かなものにし、さらに発展するためには、地域で活動する諸団体が承認できる共通目標が必要です。その目標となるのが「地域権利憲章」です。

とりわけ全国人権連は、旧身分に関わる社会問題の克服を課題にした部落解放運動から卒業し、地域社会を基礎に人権の確立をめざす運動へと発展的転換を果たしましたが、新しい段階での運動に大きく前進する必要があります。

②地域社会の現状と地域人権運動の課題

生産・流通・消費のシステムや情報がグローバル化といわれるように地球的拡がりをもつ中、これまで国や地域の特質に見合った、時間をかけ形をかえ形成された事柄が、画一的に直接むき出しの影響を及ぼしあっています。

「新自由主義」にもとづく弱肉強食、貧困と格差を生み出す「構造改革」路線が、経済、政治、社会のそれぞれのしくみに大きな変化と国民生活に多大な困難をつくりだしました。

経済の問題では、派遣労働、輸入自由化による地域産業の崩壊など大企業の利益最優先の競争的経済システムづくりが働く貧困層、ホームレス、物価高騰など多くの社会問題を引き起こし、世界と地域の経済を震撼させています。

政治の問題では、市町村合併、道州制など「小さな政府」の路線のもと、地方切り捨てを進め、多くの地方自治体は深刻な財政難をかかえています。社会保障の切り下げや教育改革と連動した改憲策動が強められています。国旗・国

歌や愛国心の押し付け、情報技術を利用した国民支配の策動も強められています。

とりわけ社会構造上、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯が急増し、人口構成・世帯構成は激変した。超高齢社会、少子化、家族力の低下、未婚化・晩婚化として現れ、新自由主義政策がさらに問題に拍車をかけ、学歴・教育格差、地域間格差、過疎地問題、貧困問題などが一層深刻な事態として到来します。

この人類が経験したことのない課題に、果敢に挑戦するものです。

こうした否定的な側面だけでなく、人権感覚もまたグローバル化し、世界中の人々の交流の中、それぞれの思いを共有する時代となりました。

つまり、かつて高度経済成長による農村型社会の変化と社会変革運動の前進は時代の画期をつくり、いま貧困と格差の拡大固定と人間の孤独死・孤立化、地域社会の崩壊をもたらした「構造改革」路線の行き詰まりは、一方で、自由で民主的な人間関係を構築する地域共同体として歩む新たな可能性と条件が生まれている時代の到来でもあります。

③地域人権の道標としての「地域権利憲章」

人々の暮らしの場である地域社会は、住民として生きること、住民になれること、住民であり続けたいこと、を保障し実現できなければなりません。また、本来地域社会は、日々の暮らしのなかに憲法がいかされ、人間的発達と連帯をめざすなかで主権者としていきいきと人生をおくることができる権利を広げていく場でもあります。

しかし、今日、ルールなき資本主義のもとにつくられた貧困と格差、弱肉強食の経済と社会的仕組みが地域社会にまで及び、その衰退と崩壊からの脱却、地域再生を具現化することが新たな社会問題とまできています。

私たちは、平和と人権、民主主義を願うすべての地域住民と結びつくことを願い、地域社会を人間らしく生活できるものにするために、「地域権利憲章」を定め広げるものです。

その際に人間生活にとっての地域について、国連規約の自由権や社会権、憲法に依拠し実現すべき権利が課題になります。

それは、国家から制約を受けたり強制されずに自由にものを考え、自由に行動する権利や、社会を生きていく上で人間が人間らしく生きる権利、地域社会と人間のあり方に関する権利などです。

とりわけ権利として定着していない人権問題を社会的合意形成を通じて新たな権利として創造してゆきます。